

平成 31 年 3 月 (第 12 回)  
肝 付 町 農 業 委 員 会 定 例 総 会

1. 日 時 平成 31 年 3 月 25 日(月曜日) 午前 9 時 30 分～
2. 場 所 肝付町役場コミュニティーセンター婦人研修室
3. 出席委員 (15 名) 12 番欠番  
委 員 1 番 坂 口 利 邦  
委 員 2 番 内 倉 孝 子  
委 員 3 番 富 永 浩 二  
委 員 4 番 白 田 利 秋  
委 員 5 番 中 嶋 睦 巳  
委 員 6 番 中 村 重 治  
委 員 7 番 上 岡 ヒトミ  
委 員 8 番 永 野 易 美  
委 員 9 番 大 窪 輝 則  
委 員 10 番 藤 井 勇 次  
委 員 11 番 福 田 智 浩  
委 員 12 番 冷 水 正 行  
委 員 13 番 吉 永 良 行  
委 員 15 番 福 園 幸 雄  
会 長 16 番 鶴 岡 和 喜
4. 欠席委員 なし
5. 議事録署名委員 8 番 永 野 易 美 9 番 大 窪 輝 則
6. 議 題 議案第 42 号 農地法第 3 条許可申請の件について  
議案第 43 号 農地法第 5 条許可申請の件について  
議案第 44 号 農業振興地域整備計画変更の件について  
議案第 45 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による  
農用地利用集積計画案の件について  
議案第 46 号 農地法第 3 条に係る買受適格証明願の件について  
議案第 47 号 平成 31 年度農作業標準賃金表の件について  
議案第 48 号 平成 30 年度利用状況調査により再生困難と判断した農地の  
非農地判断の件について  
議案第 49 号 別段の面積の設定の件について
7. 協議・報告 1 農地利用集積計画の解約について  
2 あっせん委員の選任について  
3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について
8. その他
9. 農業委員会事務局職員  
事務局長 有田 稔 事務局次長 一松敬一 係長 有留幸弘
10. 農地利用最適化推進委員 13 名出席 (新西委員、黒江委員、銭貫委員欠席)
11. — 閉会 —
12. 農地中間管理事業について (農業振興課 中俣係長)
13. 農地利用最適化推進会議 (平成 30 年度活動状況及び平成 31 年度活動計画について)

14. 会議の概要 会議の概要は次のとおり

第 12 回定例総会 会議の概要

【午前 9 時 30 分 開会】

事務局	<p>定刻になりましたので始めたいと思います。ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、平成 30 年度肝付町農業委員会第 12 回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」</p> <p>御着席ください。</p> <p>本日の出席委員は 15 名中 15 名です。会議規則第 17 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、本日は最適化推進委員の皆様にも出席を頂きましたが、議案等が終了しましてから、農地中間管理事業の関係で事業開始 5 年後の見直し方針等の概要について、担当課の係より説明をして頂くことになっておりますのでよろしくお願ひします。また、総会終了後、農地利用最適化の推進会議を開催します。平成 30 年度の取り組み状況及び平成 31 年度の業務計画等につきまして説明することとしておりますので、最後までよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、会議規則第 15 条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長によりお願ひします。</p>
議 長	<p>冒頭、あいさつあり。</p> <p>それでは、議事に入ります。議案が多いようですので議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>それでは本日の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、8 番の永野易美委員と 9 番の大窪輝則委員をお願いいたします。本日の議題は、議案第 42 号から議案第 49 号まであります。報告協議が 1 から 3 番まで、そして、その他で農地中間管理事業の関連の説明となります。</p> <p>私の業務報告は記載のとおりです。</p> <p>それでは、さっそく議事に入ります。1 ページをお開きください。</p> <p>議案第 42 号「農地法第 3 条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 42 号 農地法第 3 条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第 3 許可申請は 4 件で、全て所有権移転で、売買が 4 件となっております。</p> <p>売買の 4 件は、田が 3 筆で 3,045 平方メートル、畑が 3 筆で 2,493 平方メートルであります。</p> <p>整理番号 1 番は、〇〇県の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が宮下字〇〇 〇〇〇番外 1 筆で、田が 2 筆計で 2,019 平方メートルです。</p> <p>整理番号 2 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が北方字〇〇 〇〇〇番〇外 1 筆で、畑が 2 筆 1,348 平方メートルです。</p> <p>整理番号 3 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇市の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が 1 筆で 1,145 平方メートルです。</p>

事務局	<p>整理番号4番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が富山字〇〇 〇〇〇番〇で、田が1筆1,026平方メートルです。</p> <p>以上、4件の申請については、いずれの受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積、地域調和要件など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>只今、事務局より説明がありましたが、1番から4番まであります。お目通し下さい。</p> <p>それでは、4件の申請について審議します。異議意見等ありませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり。】</p>
議長	<p>異議なしということですので、議案第42号 農地法第3条許可申請の4件の申請については提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして2ページをお開きください。議案第43号農地法第5条許可申請の件「5-30-31」について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-30-31」について、ご説明いたします。</p> <p>借人が、〇〇市〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号、〇〇株式会社〇〇 センター長〇〇〇〇さんで、貸人が肝付町後田〇〇〇番地、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇の一部、田で1,150平方メートルのうち230平方メートルです。転用目的が資材置場にしたいということです。携帯電話基地局を建設するにあたり、工事車両及び資材等の置場を確保したいということで申請が出ております。農地の区分が第2種農地のその他の農地に該当致します。場所につきましては下にありますとおり、〇〇方面に向かいますと〇〇の集会所がありますが、そこからさらに南へ150メートルほど行きまして右折し、橋を渡りまして50メートルほど行った左手が申請地になっております。</p> <p>配置図につきましては右にありますとおり、正方形の斜線が引いてあるところがありますが、この部分に携帯電話の中継基地局を建てる予定であります。この部分につきましては県との協議で済む許可不要案件になっておりますが、ここを作るにあたりまして資材等を置きたいということで、また工事車両等も置きたいということで、その部分については転用許可が必要となる案件でありますのでその部分が230平方メートルということになります。その部分を工事完了まで一定期間借り受けるということで申請が出ているものであります。完成後は原状回復いたしまして元に戻して地権者に返すということで、一時的な転用になる予定であります。以上よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>はい、「5-30-31」について、2名の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、藤井委員。</p>
藤井委員	<p>10番、藤井です。「5-30-31」について、現地調査の報告をいたします。</p> <p>いま事務局から説明があったとおりで、鉄塔敷地については県への届け出で良いということで、農業委員会の許可等はいらないということですが、工事車両等の絵が図面に載っていますが、こちらの方が230平方メートルで許可が必要になる部分ですが、現状は柿の木とりんごの苗木を植えてあるようで、他に耕作して</p>

藤井委員	<p>あるような状態ではありませんでしたので、特段問題になるようなことは無かったように感じました。工事が済んだ後は原状回復され返されるということで問題はないかと思われました。</p> <p>皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上報告を終わります。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-30-31」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>はい、それでは異議なしということで、議案第 43 号農地法第 5 条許可申請の件「5-30-31」については、許可相当の意見を付して県に進達するということに決定しました。</p> <p>つづきまして 3 ページをお開きください。</p> <p>議案第 43 号農地法第 5 条許可申請の件「5-30-32」について、事務局が説明をいたします。</p>
事務局	<p>農地法第 5 条許可申請の件「5-30-32」についてご説明いたします。</p> <p>譲受人が〇〇市〇〇町〇〇〇番地、〇〇〇〇さんです。譲渡人が〇〇市〇〇区〇〇 〇丁目〇〇〇番〇〇-〇〇号、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申請地が、肝付町宮下字〇〇 〇〇〇番、畑で 761 平方メートルとなっています。転用目的が資材置場にしたいということで、隣接地で鉄工業を営んでおり、製品の置場がないため、申請地を資材置場として利用したいということで申請が出ております。農地の区分が第 2 種農地のその他の農地に該当致します。場所につきましても、下にありますとおり役場から〇〇方面に向かいますと〇〇がありますけれども、そこから更に西へ 100 メートルほど行ったところを〇〇振興会の集落に入る所を右折しまして振興会の方に入って行きますと、約 100 メートル行ったところの右手が申請地となっております。配置図につきましても右にありますとおり、この隣接地で工場と書いてありますが、ここで申請人が鉄工業を営んでおり、これまで製品等の置場がなく、製品を作った時には作りながら直接現場に持っていったということで、色々発注を受けたときに資材の置場がほしいということで、この隣の申請地に鉄骨等を置く場所を確保したいということです。申請地の北側に通路を通して置場にしたいということです。この図面にはありませんけれども、現地調査時に土地の形状から見て排水が必要ではないかということで協議をした結果、申請人の方が図面を修正したものを提出されまして、北側の通路の宅地との間に側溝を入れまして、西側の道路排水路に流すということで図面を変えられてきております。また、南側の隣接地にも宅地がありますけれども、土壱を打って雨水等が流れないように対策を取るとということで修正がありましたので、そのようなことで審議をお願いいたします。</p> <p>以上よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>はい、「5-30-32」についても、2 人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。はい、福田委員。</p>
福田委員	<p>11 番、福田です。「5-30-32」について現地調査の報告をいたします。永野委員と事務局、申請代理人立ち会いで調査しました。現地は宅地に挟まれたところで、北側の宅地は本宅の宅地になっているところでありまして、ここの境の所</p>

福田委員	に排水用のトラフを入れるということで、調査後図面が修正され提出がされているところです。南側の宅地との境には土覇で水が隣に流れないように排水対策をするということでありましたので、問題はないかと思われました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。
議 長	はい、ご苦勞さまでした。只今、「5-30-32」について現地調査の報告がありました。この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	はい、異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-30-32」については、許可相当との意見書を付して県に進達するということに決定しました。 つぎに4ページをお開きください。 議案第43号農地法第5条許可申請の件「5-30-33」について、事務局が説明をいたします。
事務局	議案第43号農地法第5条許可申請の件「5-30-33」について、説明いたします。 譲受人が肝付町新富〇〇〇番地、株式会社〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。譲渡人が肝付町新富〇〇〇番地、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇、畑で803平方メートルとなっています。転用目的が駐車場にしたいということで、現在使用している駐車場に、事務所兼店舗を建築予定であり、駐車場が不足することから、今回申請地を来店者及び社用車・従業員用の駐車場として利用したいということで申請が出ております。 農地の区分が第1種農地の既存施設の拡張に該当します。場所につきましては、下にありますとおり役場から〇〇の方に向かいますと、県道沿いに〇〇さんがありますが、その北側に隣接した畑が申請地になっております。配置図につきましては右にありますとおり、来店用・社用車・従業員用の車両を32台分確保したいということで、現在この〇〇さんの敷地内に駐車スペースがあるわけですが、そこに転用事由にありますが、いま事務局がプレハブの事務所でありまして、今回ここで店舗を開きたいということで、事務所と店舗を今の敷地に作るため、駐車場を今回の申請地に確保したいということで申請が出ております。排水については、今検討中でありまして、県道側の方に土砂等が流れないように対策をとるといふことで、いま土覇等でいいのかなど検討しているといふことでありますので、その辺については被害が及ばないように対策を取るといふことであります。また、西側と南側の境にはブロックを積むといふことで、雨水等が流れないように対策を取るといふことであります。 以上よろしくお願ひいたします。
議 長	はい、「5-30-33」についても、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願ひいたします。 はい、中嶋委員。
中嶋委員	5番、中嶋です。「5-30-33」について現地調査の報告をいたします。私と藤井委員、事務局2名、そして申請人立ち会ひで調査しました。 先ほど事務局から説明があったとおり、〇〇入り口の北側の県道沿いになります。県道に排水路が付いていればよかったです。50メートルぐらい行った先

中嶋委員	に道路の排水路があります。駐車場にした場合に雨水等の排水をどうするかということがあるわけですが、事務局から説明がありましたように、どのような対策を取るか検討中ということで、対策は取られるということでありました。西側は竹やぶになっていましたが、ブロックを積みまして土砂が流れないようにするという事です。あとは県道沿いですので、排水については対策を取ってくださいとお願いしたところでした。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
議 長	はい、ご苦労さまでした。只今、「5-30-33」について現地調査の報告がありました。この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	はい、なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-30-33」については、許可相当との意見書を付して県に進達するということに決定しました。 つづきまして5ページをお開きください。 議案第43号農地法第5条許可申請の件「5-30-43」について、事務局が説明をいたします。
事務局	議案第43号農地法第5条許可申請の件「5-30-34」について、説明いたします。 譲受人が〇〇市〇〇 〇丁目〇番市〇-〇〇号、〇〇〇〇さんです。譲渡人が〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番地〇 〇号、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町富山字〇〇 〇〇〇番〇、畑で297平方メートルとなっています。転用目的が一般住宅で、現在借家住まいであり、手狭になったため持ち家を建築し永住したいということで申請が出ております。農地の区分が第2種農地のその他の農地に該当いたします。場所につきましては、下にありますとおり、役場から〇〇方面に向かいますとラーメン〇〇さんがありますが、その手前から東の方に宅地の分譲みたいになっているところがありまして、その通路を入って行ったところの奥が申請地になっております。 配置図につきましては右にありますとおり、奥に住宅を建てまして、手前にカーポートを作るということで、浄化槽の排水は南側の公衆用道路の側溝に流しまして県道の排水路へ流すということで申請が出ております。以上よろしく願いいたします。
議 長	はい、「5-30-36」についても、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、福田委員。
福田委員	11番、福田です。「5-30-43」について現地調査の報告をいたします。永野委員、私、事務局、申請人ご本人さんの立会で調査を行いました。
福田委員	場所がラーメン〇〇から道路の丁度向かい側になるところになります。ここは既に分譲地みたいな形になっていまして、排水路も整備がされていて隣接に農地もないことから何ら支障はないかと思われました。 皆様のご審議をよろしく申し上げます。
議 長	はい、ご苦労さまでした。只今、「5-30-34」について現地調査の報告がありました。この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】

議 長	<p>異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-30-34」については、許可相当との意見書を付して県に進達するというように決定しました。</p> <p>つぎに6ページをお開きください。</p> <p>議案第43号農地法第5条許可申請の件「5-30-35」について、事務局が説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第43号農地法第5条許可申請の件「5-30-35」について、説明いたします。</p> <p>譲受人が肝付町北方〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんで、譲渡人が肝付町新富〇〇〇番地、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇外1筆、田が2筆計で679平方メートルとなっています。転用目的が一般住宅、カーポート、通路にしたいということで、現在借家住まいであり手狭になったため、持ち家を建築し永住したい、また、公道に接していないため、併せて通路も整備したいということで申請が出ております。農地の区分が第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。場所につきましては、下にありますとおり、役場から〇〇方向に向かいますと、そこから300メートルほど行ったところを左折いたしまして、〇〇振興会内に入り更に右折し50メートルほど行った左手が申請地となっております。配置図につきましては右にありますとおり、奥に住宅を建てまして、手前の方に駐車場を整備するという事です。また、申請事由にありますように、公道に接していないため、この図面の419-9の部分についても私道として転用したいということで申請が出ております。排水につきましては通路部分に側溝を入れますので、そこに浄化槽等の排水等は流して南側の道路の側溝に流すということで申請が出ております。また、419-8の宅地への転用部分の面積が531平方メートルということで、500平方メートルを超えていますけど、31平方メートル残しても営農で使用できないということで、500平方メートルを超える理由書も添付されております。以上よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、「5-30-35」についても、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、中嶋委員。</p>
中嶋委員	<p>5番、中嶋です。「5-30-35」について現地調査の報告をします。私、藤井委員、事務局2名で現地調査を行いました。</p> <p>現状は先ほど説明がありましたとおり、道路に接していないため、手前に通路部分を設けまして、北側の奥の方に住宅とカーポートを建てるということでした。隣地に土砂等が流れないよう境界にはブロックがされており、隣へ影響は無いようでしたので特に問題はないかと思われました。皆さまのご審議をよろしく願いします。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-30-35」について現地調査の報告がありました。この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
【異議なしとの声あり】	
議 長	<p>はい、異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-30-35」については、許可相当との意見書を付して県に進達するというように決定しました。</p> <p>つぎに7ページをお開きください。</p>

議 長	議案第 4 号農業振興地域整備計画変更の件「変-30-7」について、事務局が説明をいたします。
事務局	<p>議案第 44 号農業振興地域整備計画変更の件「変-30-7」について説明いたします。</p> <p>申請人が肝付町野崎〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町野崎字〇〇 〇〇〇番〇外 2 筆、田が 3 筆計で 975 平方メートルとなっています。用途につきましては、ライスセンター、農機具倉庫にしたいということで、農業用施設としてライスセンターと農機具倉庫を整備したいということで申請が出ております。農地の区分が変更後は農用地区域内農地の農地利用計画指定用途に該当致します。</p> <p>場所につきましては、下にありますとおり、〇〇の方に、旧県道を進んでいきますと、〇〇振興会に曲がる交差点がありますが、そこを南へ 300 メートルほど行った左手が申請地になっております。配置図につきましては右にありますとおり、農業用の倉庫それから農機具の倉庫を配置するということではありますが、ここにつきましては皆さんご存知かと思いますが、既に出来上がっているところでありまして、申請人の方がここを購入されたときに、既に農業用の倉庫、東側に立っている倉庫ですが、ここを倉庫が立ったままで購入されていまして、その後その周辺が圃場整備が入ったわけですが、この 3 筆については不換地の土地でありまして、圃場整備から外されている土地であったということもありまして、ここに既に建物があったということでありまして、農業用倉庫を増やして更に農機具の倉庫を作ったということで、もともとここは宅地の状態と誤って認識されていたということで、今回建物を登記しようとしたときに、まだ農地の状態であるということが分かり、慌てて農振除外と転用の手続きに入られたということでありまして、そういった経緯が書かれた始末書も添付されている状況であります。以上よろしくお願いたします。</p>
議 長	はい、「変-30-7」についても、2 人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、内倉委員。
内倉委員 内倉委員	<p>2 番、内倉です。「変-30-7」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>3 月 19 日、申請人、坂口委員、私、事務局 2 名で現地調査を行いました。場所は事務局から説明がありましたとおり、〇〇方面に旧県道を進みますと、〇〇振興会へ向かう交差点がありますが、そこを右に折れまして、〇〇方面へ約 300 メートル進んだ左側に申請地があります。配置図にあるようにモミなどを保管する農業用倉庫と農機具倉庫を並べて建てたいということですが、既に建物が建っている状況です。申請人がここを購入されたときに農業用の倉庫が建っており、また、圃場整備地区内ではありますが、不換地の土地でもあったことから、農地ではないという思い込みで施設を増設されたそうです。今回、建物を登記する際、農地のままであることに気づき手続きをされたということで、大変申し訳ありませんということでありました。隣接農地に被害が及ぶような状況ではないことや、今後は二度とこのようなことが無いようにするというので始末書も提出されていることから、特に問題はないかと思っております。皆様のご審議をよろしくお願いたします。</p>

議 長	はい、ご苦労さまでした。只今、「変-30-7」について現地調査の報告がありました。この件について異議、意見等ございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしということですので、農業振興地域整備計画変更の件「変-30-7」については、許可相当の意見を付して進達するということに決定しました。 次に8ページをお開きください。議案第44号農業振興地域整備計画変更の件「変-30-8」について、事務局が説明をいたします。
事務局	議案第44号農業振興地域整備計画変更の件「変-30-8」について説明いたします。 申請人が肝付町前田〇〇〇番地、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町前田字〇〇〇番〇、畑で944平方メートルとなっています。用途につきましては、貸家と駐車場にしたいということで、申請地に貸家3棟を建築したいということで申請が出ています。農地の区分が除外後が第1種農地の集落接続施設に該当致します。 場所につきましては、下にありますとおり、〇〇振興会の方に向かいますと〇〇〇さんがありますが、そこから更に西へ200メートルほど行ったところを左折いたしまして、150メートルほど行ったところの左手が申請地になっております。配置図につきましては右にありますとおり、貸家と駐車場を整備したものを3棟建てるということで、それぞれの排水につきましては北側に公衆用道路が作っておりますけれども、その排水路に流して更に北側の町道の側溝に流すということで計画されているということでもあります。以上よろしくお願ひいたします。
議 長	はい、「変-30-8」についても、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、藤井委員。
藤井委員	10番、藤井です。「変-30-8」について現地調査の報告をいたします。 3月19日、永野委員、私、事務局、それと申請代理人の方とで現地調査をいたしました。左側の写真を見て頂くと申請地の北側ですが、現在3棟貸家が出来ています。右側の図面を見て頂くと宅地の手前側に公衆用道路として3メートルから4メートルの道路が入っておりまして、その手前側が申請地になります。そこが現在、右側の貸家が建つ予定の部分は、ラッキョウを作られています。他の2棟部分は何も作ってありませんでした。そして右側の端は宅地になっていて、境界には擁壁が積んでありまして、表面水が流れ込むことは無いようにしてあります。ここに家が3戸立った場合、永野委員からも指摘がありましたが、雨水が多い場合、北側にトラフがありますが、これでまかなえるのかということで質問等もありましたが、そこは大丈夫でないかということで話をしたところでありました。それからそのトラフの雨水は北側の町道に申請人がトラフを入れられて、図面にはありませんが東側の町道の側溝に流れるようにしてあります。現状からみて周りも宅地化されており雨水の処理さへ出来れば何ら問題はないかと思われまますが、皆様のご審議をよろしくお願ひします。
議 長	はい、ご苦労さまでした。只今、「変-30-8」について現地調査の報告がありました。この件について異議、意見等ございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】

議 長	<p>異議なしということですので、農業振興地域整備計画変更の件「変-30-8」については、許可相当の意見を付して進達するというように決定しました。</p> <p>次に9ページをお開きください。議案第44号農業振興地域整備計画変更の件「変-30-9」について、事務局が説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第44号農業振興地域整備計画変更の件「変-30-9」について説明いたします。</p> <p>申請人が肝付町後田〇〇〇番地〇、〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇外10筆、畑で11筆計13,182平方メートルとなっています。用途につきましては、牛舎、堆肥舎、ロール置場にしたいということで、事業拡大により、現在使用している牛舎が手狭になったため、申請地を借用及び譲り受け、牛舎の増設と併せて堆肥舎を建築し、また子牛用の牛舎も手狭になってきているので、子牛用の牛舎を増設したいということで申請が出ております。農地の区分は用途区分変更後が、農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当致します。</p> <p>場所につきましては、下にありますとおり、〇〇の南側で〇〇さんが牛舎を作られておりますけれども、道路の横の上の方に少し色が付けてある部分とその南側にある10筆分になります。配置図を次のページに付けておりますが、これを見ながら聞いていただきたいと思いますが、上の方に少し飛び出た部分の色が塗られていた部分があったと思いますが、それが1月に転用の申請が出た案件でありまして、ここに2棟建てるとということで申請が出た部分でありまして、県道沿いに子牛用の牛舎を建てたいということで申請が出たところでありまして、配置が変わりまして、南側に並列して建てるとということで、この部分の申請は既にながっているわけですが、上の部分の空いた部分にもう1棟建てるとということで計画をされたところが、上の隣接の土地に飛び出るような形に計画になったということで、この部分についても除外が必要になったということで、この3343-1の一部、105平方メートル部分の除外の申請が出たということであります。それから左側の方に後の10筆分の配置図が書いてありますが、こちらの方に7棟の牛舎を建てまして、西側の方にロール置場と堆肥舎等を配置いたしまして、このような形で計画したいということであります。排水につきましては、敷地内に各それぞれ雨水等があふれないような形でパイプ等を入れまして、細かく牛舎の間等に入れまして北側の県道の道路側溝に最終的には流すと形で計画されているということでありまして、以上よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、「変-30-9」についても、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、大窪委員。</p>
大窪委員	<p>9番、大窪です。「変-30-9」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>3月19日、藤井委員と事務局、私、そして申請人のお父さんの立会で現地の調査をしました。申請地は13,182平方メートルと大変広いです。その中に畜舎7棟、堆肥舎と合計で5,087平方メートルの建物を作るということです。この建物の周りも全て車が通れるようにするということでした。申請地の残りの部分は舗装にしまして、排水はパイプを回して北側の県道の側溝に流すようにするということでした。畜舎は今までと一緒に汚水は流れ出さないように作るということでした。</p>

大窪委員	堆肥舎についても汚水が出ないように作るということでしたので問題はないかと思われま。それから申請地との間に側溝がありますが、土が入り込み埋まっていたが、工事をする際に取り除くということでした。以上です。ご審議をよろしくお願ひします。
議 長	はい、ご苦勞さまでした。只今、「変-30-9」について現地調査の報告がありました。この件について異議、意見等ございませんでしょうか。 はい、前原推進委員。
前原推進委員	推進委員の前原です。お伺ひしますが、面積が広いですが、面積はいくらでも許可が出るわけですか。牛舎の場合は上限は無いのですか。
議 長	事務局どうですか。
事務局	特にその面積の上限はなくて、開発許可行為があるかどうかという関係機関との協議、それから畜産課との畜産環境保全意見書等の協議が整えば特に問題はないかと思ひます。
議 長	説明のとおりですが、よろしいですか。
	【はいとの声あり】
議 長	他に異議、意見はありませんか。
	【なしとの声あり】
議 長	異議なしということですので、農業振興地域整備計画変更の件「変-30-9」については、許可相当の意見書を付して進達するということに決定しました。 次に11ページをお開きください。 つづきまして、議案第45号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、3月集計分を事務局に説明をお願ひします。
事務局	議案第45号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の3月分につきまして説明いたします。 まず、1番の所有権移転ですが、内之浦地区ありませんでした。高山地区が、田が4件の12筆で10,278平方メートル、畑はありません。詳細につきましては12ページに掲載してあります。この4件については先月総会であっせん申し出があった分で、認定農業者への売買が成立したものでございません。 次に2番の利用権設定です。内之浦地区ですが、新規設定で田が15件の25筆で26,697平方メートル、畑が1件の1筆で967平方メートルです。再設定は田が9件の24筆で23,574平方メートル、畑が25件の49筆で46,212平方メートルです。高山地区は新規設定が、田が113件の265筆で277,310平方メートル、畑が15件の21筆で47,678平方メートル、再設定が、田が33件の66筆で53,086平方メートル、畑が8件の11筆で13,047平方メートルです。肝付町の合計ですが、田が170件の374筆で380,667平方メートル、畑が49件の82筆で107,904平方メートルであり、田、畑合わせて合計で、219件の456筆で488,571平方メートルです。詳細につきましては、内之浦地区が13ページから15ページ、高山地区が16から25ページに掲載してあります。以上、よろしくお願ひいたします。

議 長	はい、今月は1番の所有権移転が4件、2番の利用権設定は、内之浦地区が50件、高山地区が168件あります。まずは1番の所有権移転の方から審議します。お目通しのほどお願いいたします。
議 長	それでは、所有権移転の4件について審議します。異議、意見等ございませんか。
	<b>【異議なしとの声あり】</b>
議 長	異議なしということですので、1番の所有権移転の4件については、提案どおり全て許可することに決定しました。 つづきまして、2番の利用権設定について審議します。まずはお目通しのほどお願いいたします。
議 長	それでは、まずは内之浦地区の20件の申請につきまして審議します。33番と34番に本日出席の美坂推進委員の新規の利用権設定がありますので、美坂推進委員の退席をお願いします。(美坂推進委員：退席)
議 長	それでは、利用権の内之浦地区の33番と34番の件について審議します。異議、意見等ございませんか。
	<b>【異議なしとの声あり】</b>
議 長	それでは異議なしと認め、内之浦地区の33番、34番の案件については、提案どおり許可することに決定しました。(美坂推進委員：入室・着席) 他の案件につきまして更にお目通しくください。
議 長	それでは、内之浦地区の33番、34番を除く、他の48件について、一括審議します。異議、意見等ございませんか。
	<b>【なしとの声あり】</b>
議 長	異議なしということですので、内之浦地区の33番、34番を除く、他の48件の申請については、全て提案どおり許可することに決定しました。
議 長	続きまして、高山地区の申請に移ります。16ページから25ページになります。168件あります。まずはお目通しをお願いいたします。
議 長	それでは、高山地区の168件について、一括審議します。異議、意見等ございませんか。
	<b>【異議なしとの声あり】</b>
議 長	異議なしということですので、高山地区の168件の申請については、全て提案どおり許可することに決定しました。 26ページを開けてください。 議案第46号農地法第3条に係る買受適格証明願いの件について、事務局に説明をお願いします。
事務局	議案第46号農地法第3条に係る買受適格証明願いの件について説明いたします。鹿児島地方裁判所鹿屋支部の期間入札であります。入札期間は5月9日から16日で、土地の所在につきましては、宮下字〇〇 〇〇〇番〇、田で2,001平方メートルと、宮下字〇〇 〇〇〇番、田で1,020平方メートルです。申請人は肝付町富山〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。買受適格証明につきましては、下記に記載のとおりですが、今回の申請は農地として耕作する目的です。土地を取得

事務局	しょうとするものが、農地法第 3 条の許可要件を満たしているかどうかということとであります。以上よろしくお願いいたします。
議 長	只今、事務局が説明いたしました、申請人の買受適格証明願いの申請を受理するにあたり異議、意見等ありませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	はい、異議なしとのことですので、農地法第 3 条に係る買受適格証明書を出すことに決定しました。 つづきまして、議案第 47 号 平成 31 年度肝付町農作業標準賃金表につきまして事務局が説明いたします。
事務局	議案第 47 号について説明いたします。先月の総会でこの農作業標準賃金の中身について審議をしてもらったところでありますが、一部について再度今月審議をした方がよいのではないかとということでありましたので、今回も提案させていただきました。今回の審議によりまして 4 月以降で町民の方々に農作業標準表を配布して周知していきたいと考えております。再度説明させていただきますけれども、右側の方は 30 年度の標準賃金表の中身でありまして、これに基づいて左側の 31 年度の各項目の金額を決めてもらったところでありますが、先月の総会で出た中身でありまして、1 番目の農作業日雇賃金につきましては、最高額を載せるのはどうかということでありましたので、今回から最低額だけを載せるということで、6,088 円の額がありますが、県の最低賃金を基に載せるということで、上げさせていただきます。あと 2 番の請負作業賃金と 4 番の病虫害防除請負、5 番のモミ乾燥請負の項目については昨年と同様で良いのではないかとということでしたので、そのまま数字が入れてありますが、3 番の耕耘請負賃金の中で、3 つの項目については、その金額でどうかということでありましたが、年間を通しての作業賃金がないと困るのではないかとということで、年間管理費というものを設けてこの部分の標準的な額を上げてはどうかということでありましたので、先月の総会で各委員で見積もった額を持ち寄っていただいてこの場で審議をしてはどうかということでありましたので、今日そういった形で金額を決めさせていただきたいと思いますが、掲載するかどうかということもあるかと思えますけれども、近隣の賃金表がどうかということで調査しましたが、この年間管理費については上げてない状況であります。この農作業標準賃金表については、この金額が決まりということではなくて、それぞれの皆さんが作業をするにあたって、農業委員会としては参考としての標準賃金を出していくということとありますので、年間管理費を出すかを検討して頂きたいと思えます。以上です。
事務局	
議 長	今、事務局が説明しましたが先月決められず、今月に至ったわけですがけれども、田の委託作業をされている委員が何人かいらっしゃいます。その方々で総会終了後に協議をして頂きたいと思えます。それでよろしいですかね。
	【はいとの声あり】
議 長	それでは、坂口委員と白田委員、中村委員、福田委員、福園委員、冷水委員の 6 名でどうでしょうか。
	【良いとの声あり】

議 長	<p>それではよろしくお願いいたします。総会終了後にお願いします。それでは次に入ります。28 ページをお開きください。</p> <p>議案第 48 号平成 30 年度利用状況調査により再生困難と判断した農地の非農地判断について、事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>議案第 48 号平成 30 年度利用状況調査により再生困難と判断した農地の非農地判断について説明いたします。平成 30 年度の利用状況調査を昨年 8 月から 9 月にかけて皆さんの方で各担当地域を調査して頂いたところではありますが、その中で以前から再生困難の農地部分、それから事務局の方で山間部にある部分で地目が農地地目で残っており、航空写真でも明らかな山林状態になっているもの、それから今回の調査で非農地判断されたものを含めて、今回再生困難な農地として非農地判断してもらって、農家台帳から除外農地として扱うということで、地権者に通知をしていきたいと考えております。整理を行う予定の各筆の詳細については資料にありますとおりで、それぞれの地区を上げてみますと合計で 1,056 筆、面積で 891,767 平方メートルが再生困難な農地に該当してくるということで掲載させていただきました。29 ページから 58 ページに各地区の委員で調査していただいたもの、事務局で航空写真から拾い出したもの等の各筆明細を掲載させていただきましたが、後ほど改めてお目通し頂きまして、この中で気になるようなところがある場合は事務局に申し出て頂いて、再度確認をしていきたいと考えているところでもあります。一応掲載してあるものについては地権者の方に非農地判断させていただきますという通知をしますが、見落とし、見誤り等で地権者の方から農地として利用しているというようなことがあれば、台帳からは除外しないというような手続きを取っていきたいと考えているところでもあります。以上よろしくお願います。</p>
議 長	<p>只今、事務局が説明いたしましたけれども、今回、非農地判断により整理していく予定の再生困難な農地がこのようになっているようです。29 ページから 58 ページまでありますが、各委員の各担当地区のところをそれぞれお目通しいただき何かありましたらご意見ください。 はい、藤井委員。</p>
藤井委員	<p>10 番、藤井ですが、非農地通知が個人に行きますよね、行ったあと地権者がその通知を持って法務局に申し出れば良いわけですか。</p>
議 長	<p>事務局どうですか。</p>
事務局	<p>個別に上がってきたものについては、その都度総会にかけるわけですが、今回この表にのっている分については、非農地判断の議決が頂ければ、利用状況調査により非農地判断済という形を取って証明を出して法務局の方に出していただくというような手続きを取らしていただくこととしております。</p>
議 長	<p>はい、藤井委員</p>
藤井委員	<p>農業委員会の農家台帳からは除外していくということになりわけですが、税務課の台帳はどうなるのですか。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>本人が地目変更の登記の手続きをされないと法務局の登記地目は農地で残っていきますので、税務課の方の地目も農地のままで残ったままになりますので、地権者の方は手続きが面倒かもしれませんが、可能な限り皆さん方からも声をかけ</p>

事務局	て頂いて、今後農地として使わないところについては、地目変更の登記をされるように促して頂ければと思います。
藤井委員	【分かりましたとの声あり】
議 長	はい、それでは各委員ご自分の担当地区を見て頂いたと思いますが、この資料の分については、再生困難な農地として非農地判断してよろしいでしょうか。尚、後で何かある場合は事務局に個別にご連絡ください。よろしいでしょうか。
	【はいとの声あり】
議 長	はい、それでは異議なしということですので、事務局よろしくお願いいたします。つづきまして、60 ページをお開きください。議案第 49 号下限面積（別段の面積）の設定について事務局が説明いたします。
事務局	議案第 49 号下限面積（別段の面積）の設定について説明いたします。農業委員会は毎年下限面積の設定又は修正の必要性について審議することになっております。方針といたしましては、現行の下限面積の 30 アールの変更は行わないということでご提案しました。理由といたしましては、管内の農家で 50 アール未満の農地を耕作している農家が全農家数の 5 割を下回り、新規就農を促進するために適当と認められるため。また、管内の遊休農地率につきましては 0,6 パーセントと低い現状です。また、農地の細分化や転用目的の農地取得防止のため、以上のことから、平成 31 年度の下限面積は 30 アールでご提案申し上げたところでございます。以上よろしくご審議願います。
議 長	只今事務局が説明いたしましたが、31 年度の下限面積を 30 アールで設定したいとのことですが、これについて審議します。異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	はい、それでは異議なしということですので、表記の通り肝付町全域、下限面積は 30 アールと決定しました。以上で議案は終了しました。 つづきまして、報告・協議に入ります。1 番から 3 番まであります。61 ページをお開きください。報告・協議 1 番の「農地利用集積事業計画の解約について」60 件あります。解約理由は、借り手、貸し手の都合並びに所有権移転によるものであり、合意による解約が成立したもので、ほとんどが法人化された農家さんが、個人から法人への利用権の変更のためのものです。お目通しをお願いいたします。
議 長	合意解約の件について、ご意見等はありませんか。
	【なしとの声あり】
議 長	なしとのことですので、「農地利用集積事業計画の解約について」は、報告のとおり承認されました。 つづきまして、65 ページをお開きください。報告・協議の 2 番、あっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が 15 件出ております。あっせん委員を選任したいと思います。まずは、「あ-30-71」について事務局の説明を求めます。

事務局	<p>「あ-30-71」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇市〇〇町〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が 肝付町富山字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は、田が1筆1,013平方メートルで、あっせんの種類は譲渡希望です。</p> <p>希望価格については全部で10,000円です。</p> <p>場所につきましては、〇〇にあります〇〇〇〇さんから北へ行きますと、シラス取場がございますが、ここから道なりに100メートルほど行った所の右側になります。以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-30-71」のあっせん委員を、地区委員の福田委員と永野委員でお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「あ-30-72」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-72」について説明いたします。</p> <p>申出人が 肝付町新富〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が肝付町波見字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は田が1筆1,465平方メートルです。あっせんの種類は譲渡希望で、希望価格については全部で300,000円です。</p> <p>場所につきましては、〇〇中学校運動場のすぐ西側になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-30-72」のあっせん委員を、地区委員の坂口委員と内倉委員にお願いいたします。</p> <p>次に66ページをお開きください。</p> <p>つづきまして、「あ-30-73」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-73」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町前田〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。申出希望地は、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇、地目・面積は畑で1,628平方メートルです。あっせんの種類は、譲渡又は貸付希望でどちらも周辺相場ということです。貸付の場合の希望期間は要相談となっています。場所につきましては、〇〇住宅から西へ100メートルほど行きまして、右折いたします。30メートルほど行った左手になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-30-73」のあっせん委員を、地区委員の中嶋委員と白田委員にお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「あ-30-74」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-74」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇市〇〇町〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇外1筆で、地目・面積は、田が2筆計4,187平方メートルで、あっせんの種類は譲渡希望です。</p> <p>希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、役場から〇〇振興会へ向かいまして県道を下ったところの右側になります。以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-30-67」のあっせん委員について、地区委員の内倉委員と坂口委員にお願いいたします。</p>

議 長	次に 25 ページをお開きください。 つづきまして、「あ-30-75」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あ-30-75」について説明いたします。 申出人が 肝付町野崎〇〇〇番地〇 (株〇〇さんです。 申し出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇外 1 筆で、地目・面積は田が 2 筆計で 904 平方メートルです。 あっせんの種類が貸付希望です。希望価格については、字島畑が 1 年目は無償、2 年目から 10 アール当たり 1 万円、字中牟田が 10 アール当たり 6 千円で希望期間が 5 年となっております。 場所につきましては、字〇〇については〇〇事務所の西に隣接した所になります。また、字〇〇については〇〇と旧県道との交差点から南へ 150 メートルほどの所になります。 以上、よろしく願いいたします。
議 長	それでは「あ-30-75」のあっせん委員に、地区委員の白田委員と富永委員にお願いいたします。 つづきまして、「あ-30-76」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あ-30-76」について説明いたします。 申出人が 肝付町野崎〇〇〇番地〇 (株〇〇さんです。 申し出希望地が 肝付町野崎字〇〇 〇〇〇番外 2 筆で、地目・面積は田が 3 筆計で 1,242 平方メートルです。 あっせんの種類は借受希望で、希望価格については、全筆で 14,000 円で、希望期間は 5 年となっています。 場所につきましては、〇〇振興会の集会所から南へ 200 メートルほど行った所に東側になります。以上、よろしく願いいたします。
議 長	それでは「あ-30-76」のあっせん委員に、地区委員の内倉委員と坂口委員にお願いいたします。次に 68 ページをお開きください。 次に、「あ-30-77」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あ-30-77」について説明いたします。 申出人が 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 〇〇〇-〇 〇〇〇〇さんです。 申し出希望地が 肝付町宮下字〇〇 〇〇〇番、地目・面積は田が 792 平方メートルです。あっせんの種類は貸付希望、希望価格は周辺相場で希望期間が 3 年となっています。場所につきましては、〇〇分団の詰所から南へ 300 メートル、西へ 70 メートルほどの所になります。 以上、よろしく願いいたします。
議 長	それでは「あ-30-77」のあっせん委員に、地区委員の福田委員と永野委員にお願いいたします。 次に、「あ-30-78」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あ-30-78」について説明いたします。 申出人が肝付町新富〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。 申し出希望地が肝付町野崎字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は、田が 930 平方メートルで、あっせんの種類は譲渡希望です。

事務局	<p>希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇ポンプ場から西へ 200 メートルほど行った所を左折いたします。そこから南へ 300 メートルほど行った十字路の所になります。以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-30-78」のあっせん委員に、地区委員の内倉委員と坂口委員にお願いいたします。</p> <p>次に、69 ページ「あ-30-79」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-79」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町新富〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇外 1 筆で、地目・面積は、田が 2 筆計 3,054 平方メートルで、あっせんの種類は譲渡希望です。</p> <p>希望価格については 10 アールあたり 150,000 円となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会の集落から東側の所になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-30-79」のあっせん委員に、地区委員の白田委員と富永委員にお願いいたします。</p> <p>次に、「あ-30-80」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-80」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町宮下〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が肝付町宮下字〇〇 〇〇〇番外 2 筆で、地目・面積は、田が 3 筆計 3,713 平方メートルで、あっせんの種類は譲渡希望です。</p> <p>希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、字〇〇の田については〇〇小学校から南へ 60 メートルの所、また、ここから東へ 200 メートルほどの所に字〇〇の田、字〇〇の田については、先ほど、「あ-30-77」でご説明した隣接地となっております。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-30-80」のあっせん委員に、地区委員の福田委員と永野委員にお願いいたします。</p> <p>次に、70 ページをお開きください。「あ-30-81」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-81」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町新富〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が肝付町新富字〇〇 〇〇〇番 1 外 3 筆で、地目・面積は、田が 4 筆計 1,522 平方メートルで、あっせんの種類は譲渡希望です。</p> <p>希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇から北へ 300 メートルほどの所になります。以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-30-81」のあっせん委員に、地区委員の富永委員と白田委員にお願いいたします。</p> <p>次に、「あ-30-82」について事務局に説明を求めます。</p>

事務局	<p>「あ-30-82」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町新富〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇外1筆で、地目・面積は、田が2筆計1,004平方メートルで、あっせんの種類は譲渡希望です。</p> <p>希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇と旧県道の交差点から西へ300メートルほど行きます、南へ150メートルほどの所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-30-82」のあっせん委員に、地区委員の富永委員と白田委員にお願いいたします。</p> <p>次に、71ページ「あ-30-83」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-83」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町新富〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇外3筆で、地目・面積は、田が4筆計1,927平方メートルで、あっせんの種類は譲渡希望です。</p> <p>希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、ひとつ前の、「あ-30-82」でご説明した所から南へ200メートルほどの所と、そこから西へ200メートルほどの所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-30-83」のあっせん委員に、地区委員の富永委員と白田委員にお願いいたします。</p> <p>次に、「あ-30-84」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-84」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町新富〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇外2筆で、地目・面積は、田が3筆計1,579平方メートルで、あっせんの種類は譲渡希望です。</p> <p>希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇と旧県道との交差点から北西へ200メートルほどの所になります。以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-30-84」のあっせん委員に、地区委員の白田委員と富永委員にお願いいたします。</p> <p>次に、72ページをお開きください。「あ-30-85」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-85」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町新富〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は、田が512平方メートルで、あっせんの種類は譲渡希望です。</p> <p>希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、歴史民俗資料館から北西に150メートルほどの所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>

議 長	<p>それでは「あ-30-85」のあっせん委員に、地区委員の富永委員と白田委員にお願いいたします。</p> <p>以上であっせん申出に係る 15 件の、あっせん委員の選任関係を終わります。</p> <p>つづきまして、73 ページをお開きください。</p> <p>報告・協議の 3 番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>あっせん申出に係る整理について、73 ページから 75 ページに、あっせん申し出の未成立分の積み残しと、本日、あっせん委員を決めて頂きました分について、譲渡、貸付、借受、譲受希望それぞれの、現在までの未成立の分と本日の新規分を載せております。</p> <p>成立したものにつきましては、随時整理しておりますが、資料をご覧いただき、気づかれた点がありましたらお知らせください。また、あっせん期間を 1 年と取り決めてありますので、期間が過ぎたものは、あっせん打ち切りの通知を出していくこととなりますのでよろしくお願ひします。あっせん申出の整理につきましては以上です。</p>
議 長	この件に関しまして何かありませんか。
	【なしという声あり】
議 長	<p>ないようですので、つづきましてその他に移ります。</p> <p>何かございませんか。 はい、事務局。</p>
事務局	<p>委員の皆様には、農地利用の最適化の推進に各担当地区で活動してもらっておりますが、各農家さんから直接相談を受けられた場合、担当地区以外の農家さんからの相談も多いかと思っておりますので、各委員連絡を取り合っていくなど情報を共有しながら活動して頂きたいということをお願いしたいと思ひます。また、同じ担当地区を農業委員と推進委員で連携して活動してもらうことになっておりますので、同じ地区内で例えば、利用権設定があったことを一方は知らなかったということが無いように、後で不都合が出ないように、連絡を取りながら活動して頂きますようお願いをいたします。以上です。</p>
議 長	他にその他ありませんか。
	【なしという声あり】
議 長	<p>それでは、無いようですので、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、4 月 25 日(木曜日)午前 10 時からの予定ですのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>一旦、総会を閉めましてから、この後、農地中間管理事業の関係の説明を担当課からしてもらひます。また、終了後に農地量最適化推進会議を行いますのでよろしくお願ひします。</p> <p>それでは以上で、3 月の定例総会を閉会いたします。</p>

<午前 11 時 35 分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

平成 31 年 3 月 25 日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 永野 易美

委 員 大窪 輝則